

工 事 仕 様 書

(四日市市上下水道局)
令和 2 年 4 月 1 日 改訂

(設計図書優先順位)

第 1 条 設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は下記のとおりとする。

1. 質問回答書
2. 契約図書
3. 三重県公共工事共通仕様書

(共通仕様書)

第 2 条 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」(平成 28 年 7 月三重県)(三重県のホームページ及び四日市市上下水道局水道建設課にて縦覧)を準用する。

1. 官公庁への手続き等

道路交通障害を生じる場合は、受注者において所轄警察署で道路交通法による「道路の使用の許可」の手続きを行い、また、緊急車輛等の通行に支障を来す場合は、関係各機関(消防署等)に連絡し必要な手続きを行うこと。

2. 提出書類

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成 12 年法律第 104 号)の対象となる工事については、契約書の別添文書の記載事項について工事担当課で確認を受けたうえで、契約書に綴り込むものとする。
- (2) 請負金額が 500 万円以上の工事については、建設業退職共済制度の掛金収納書(入札日以降の日付の収納書)を監督職員に提出しなければならない。
- (3) 環境マネジメントシステムの対象となる工事については、環境配慮依頼事項書、環境管理に係る配慮事項確認書を監督職員に提出しなければならない。

3. 産業廃棄物について

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく中間処分施設及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)に基づく再生資源化施設に搬入しなければならない。
- (2) 産業廃棄物処理業者名簿は、三重県のホームページを縦覧する。
- (3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)確認表(指定様式)を提出し、監督職員にマニフェスト(A 票及び D 票もしくは E 票)の確認を得なければならない。
- (4) 建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを提出しなければならない。

4. 工事の下請負

- (1) 工事の一部を下請負者にて施工する場合は、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
- (2) 工事の施工について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第 18 条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、下請契約締結日より、10 日以内に施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書(発注者指定の様式)に添付し提出すること。

5. 付近居住者等への周知

受注者は、工事のため迷惑を及ぼす恐れのある付近の住民及び関係者に対し、工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めなければならない。特に夜間工事、大規模工事等に伴い長期にわたり、付近の生活環境に多大な影響を与えると予想される場合は、広報紙等による広報により周知させなければならない。

6. 随時検査

受注者は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受検すること。

7. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、現場代理人・技術者選任（変更）通知書に経歴書を添付すること。

国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、監督職員が提出を求めない限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。

8. 安全教育・訓練等の実施状況についての記録した資料については、監督職員に提示すること。
また、記録した資料について検査時に持参すること。

9. 受注者は、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び作業員等を工事保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む。）、その他の損害保険等に必要に応じて付さなければならない。

水道修繕跡舗装復旧工事（単価契約）仕様書

第1条 （適用範囲）

本仕様書の適用範囲は「三重県公共工事共通仕様書」と共に本工事の施工にあたり、受注者が守らなければならない事項についての仕様書であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先する。

第2条 （残土処分）

1. 残土処分(100m³未満の場合)は自由処分とする。なお、契約後、受注者が実際に処分した処分地までの実運搬距離に増減が生じても変更の対象としない。
2. 残土処分（100m³以上の場合）は暫定的に運搬距離を8kmとし、契約後処分地を速やかに決定し、監督員と協議し承諾を得ること。なお、運搬距離については変更の対象とする。

第3条 （総則）

1. 石綿管の処理を伴う場合

- (1) 「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成17年8月厚生労働省健康局水道課）に従って、関係法令を遵守のうえ適切に処理しなければならない。
- (2) 石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）を選任すること。なお、平成18年3月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。
- (3) 石綿障害予防規則（平成17年省令第25号）に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合はその費用について、当初積算では計上していないため、監督職員と協議のうえ設計変更を行うこととする。

2. 使用機械

三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-32及び1-1-37第2項に基づき、工事の施工において排出ガス対策型建設機械を使用し、「指定ラベル」が確認できる工事写真を監督職員に提出すること。なお、グレーダについても、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。また、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は設計変更を行うこととする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りではない。

3. 個人情報取扱

施工にあたり参考資料となる施工位置図等の個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては別紙の「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

4. 工事単価数量

指示、精算数量は別表単価表のとおりとし、直近以下は切り捨てとする。ただし、工事報告書による1回当りの数量が工事単位に満たないときは単位に切り上げるものとする。

5. 現場代理人

受注者は、本工事施工の技術経験を有する現場代理人を現場に適正配置させること。

6. 工程管理

受注者は、契約書第2条の規定に基づき工程は絶えず作業の実績と計画工程を対照して隣接工事または関連工事の受注者及び関係者（給水装置工事申込者等）と作業について相互に良く協議し全体の工程が円滑に進むように施工しなければならない。

7. 安全対策

受注者は、交通事故等を防止するため、交通誘導警備員を適正に配置し工事標識防護柵保安施設等を配備するとともに交通障害の回避と作業の安全確保に留意すること。なお、交通誘導警備員の配置計画については着手前に監督職員と協議し、工事施工期間において工事箇所的前後に各1名計2名を配置すること。（現場状況により適正配置する）

8. 境界関連

境界杭・ピン等は工事前に調査確認するとともに、施工時は損傷をあたえぬよう留意すること。損傷を与えた場合は、関係者と協議を行い、速やかに復元すること。

9. 実施

- (1) 指示金額の合計が指示限度額「17,200 千円」に達した場合は、その後の指示を行わないものとする。
- (2) 受注者は工事実施に当り、工事当日（1日分）の工事現場名（道路修繕請求書No.）を施工前に監督職員に必ず報告すること。また、緊急連絡可能な電話番号を監督職員に報告するものとする。

【水道維持課 維持補修係 TEL 354-8360 FAX 354-8460】

- (3) 本工事は市内に点在する水道修繕跡等の舗装復旧工事であり、小面積の施工箇所が多数あるが、施工が困難であっても監督職員より指示を受けた現場は受注者が責任をもって完了するものとする。
- (4) 区画線の施工は溶融式とする。

受注者は、監督職員が指示する区画線工に対して延滞なく施工を行うこと。

また、区画線工の指示は水道維持課の水道修繕にて発生した舗装復旧の指示を伴わない箇所についても、指示を行うものとする。

- (5) 本工事施工中の受注者の過失、不注意等により発生した損害及び対外的に与えた損害等はすべて受注者の負担において補償するものとする。
- (6) 本工事施工時に水道用各種管の調整、整備が生じた場合は単価契約の水道管整備工事にて精算を行うものとする。
- (7) アスファルト合材の品質（使用材料）は三重県路面復旧工事標準構成図に準ずるものとする。
- (8) その他、仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた時は両者協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては監督職員の指示に従うものとする。

第4条 （暴力団等不当介入に関する事項）

契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。
- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。
 - 1) 断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに工事発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をする事。
 - 2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、工事発注所属と協議を行うこと。
- (3) 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

制定 平成19年12月10日
改正 平成20年 4月 1日
改正 平成21年 4月 1日
改正 平成28年 4月25日

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」をいう。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

水道修繕跡舗装復旧工事（単価契約）実施要領

1. 工期

契約の日から「令和3年3月19日」又は「指示限度額（17,200千円）に達した指示の指示工期満了の日まで」のいずれか早い日までとする。

2. 工事場所

四日市市 南部地区

常磐、日永、四郷、内部、塩浜、小山田、河原田、楠、川島、神前、中部、橋北
地内の工事を施工するものとする。

3. 契約方法

入札参加者により工種合計金額を競争入札する。

構成比にて工種単価を決定し、この価格により落札者と契約する。

ただし、円未満切捨てとする。

4. 契約書等

工事請負契約書（単価契約）による。

5. 実施方法

- 1) 監督職員は、工事指示書（様式1-1）により施工指示する。
- 2) 受注者は関係法令を遵守し、法令に基づく所要の手続きを行うこと。
- 3) 実施にあたっては別紙「実施手順書」を遵守すること。
- 4) 受注者は、必ず工事指示書の工期以内に完成すること。

6. 工事の完成

- 1) 受注者は、1件の工事指示が完了するごとに工事完了届（様式2）、道路修繕請求書、工事写真を延滞なく水道維持課長に提出すること。
- 2) 受注者は、工事のすべてが完成したときは、速やかに工事完成届を管理者に提出すること。

7. 確認及び支払い

- 1) 監督職員は、工事实績報告書(様式3)、道路修繕請求書等に基づき現場確認を行う。
- 2) 水道維持課長は検査する職員(検査職員)を指名し、検査職員は工事实績報告書(兼請求明細書)、道路修繕請求書に基づき検査する

8. 発注規模

- 1) 工事1指示当り限度額 80万円(税込)未満とする。
ただし、現場の都合により80万円以上130万円(税込)未満の指示をする場合がある。
- 2) 総支払い限度額(1契約)は、18,000千円(税込)とする。

9. 未契約単価

- 1) 未契約単価は、発注者より四日市市上下水道局積算基準等により算出した単価(経費込み)に請負比率を乗じた金額(1円未満は切り捨て)と受注者と協議し決定するものとする。

10. その他

- 1) 区画線工の指示は水道維持課の水道修繕にて発生した舗装復旧の指示を伴わない箇所についても、指示をすることができる。

実 施 手 順 書

この手順書は、水道修繕跡舗装復旧工事（単価契約）に適用し、受注者は下記の事項に充分配慮して施工しなければならない。

1. 着手前手順

- 1) 事業管理者は、監督職員を選任したときは受注者に通知するものとする。
- 2) 受注者は、工事着手届及び現場代理人届等の必要書類や、建設副産物の処理を委託した場合の委託契約書の写しを速やかに監督職員に提出するものとする。
- 3) 受注者は、緊急連絡可能な電話番号を監督職員に報告する。

2. 現場手順

- 1) 監督職員は、工事指示書（様式 1 - 1）により舗装復旧工事及び区画線工を指示する。
- 2) 受注者は、工事着手前に局より発行する別紙「道路修繕請求書」に基づき工事内容及び施工方法について監督職員と打ち合わせを行い、工事指示書(様式 1 - 1)にて指示を受け、内容確認を速やかに行うこと。ただし、緊急の場合は口頭説明にて工事の指示ができるものとし、後日、工事指示書を発行するものとする。
- 3) 受注者は、前号の指示を受けたとき（口頭説明を含む）、指示内容に疑義及び現場との不一致が生じた場合は、監督職員に申し出を行うこと。
現場着手後、不測の事態が発生した場合も同様とする。
- 4) 監督職員は受注者から前号の申し出があったときは、申し出内容を直ちに検討し必要に応じて工事変更指示書（様式 1 - 2）により指示の変更を行うものとする。
- 5) 受注者は、変更の指示を受けたときは内容を確認し速やかに工事に着手すること。
- 6) 受注者は、工事着手にあたり関係機関等での所要の手続き、自治会、周辺住民及び関係者へ周知し（工事予告標識等設置）工事を行うこと。
なお、交通誘導警備員は着手前に監督職員と協議し、工事施工期間において工事箇所の現場状況により適正配置する。
- 7) 受注者は、現地と工事指示書が符号しない場合は、監督職員の指示を受ける。
- 8) 受注者は、現地の状況により作業できない場合、又は事故や災害が予想される場合は、監督職員の指示を受ける。
- 9) 受注者は、指示工事が完了するごとに遅滞なく工事完了届（様式 2）、道路修繕請求書等を監督職員に提出すること。

3. 品質管理、出来形管理等

- 1) 受注者は、工事完成後出来形を測定し、別紙「道路修繕請求書」に展開図等成果が確認できる資料を記入または添付する。検収数量は別表単価表の検収単位のとおりとし、検収単位の直近下位を四捨五入とする。ただし、工事指示書による1回当たりの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げる。
- 2) 受注者は、次の写真を提出すること。
 - ① 1現場ごとに着手前、施工中、完成、が確認できるよう写真を整理すること。
 - (1) 施工箇所にて区画線がある場合は溶融式にて復旧した状態で完成の写真とする。
 - ② 工事の途中経過写真は、
 - (1) 舗装版切断状況
 - (2) 舗装版取壊し状況（既設舗装厚含）の機械及び人力による施工状況（瀝青安定処理を施工の場合はその状況写真）
 - (3) 乳剤散布、目地工
 - (4) 舗装工の機械及び人力による施工状況（2層の場合はその状況）
 - (5) 交通誘導警備員配置状況
 - ③ 区画線工のみ施工の場合は、1現場ごとに上記①の写真と交通誘導警備員配置状況の写真を整理すること。
- 3) 路盤工、不陸整正工は道路修繕請求書の指示に従い、現場に応じて粒調碎石(M-30)、切込碎石(RC-40)を使い分けること。
- 4) 受注者は、監督職員が求めた場合は、作業状況の作業日報を提出する。

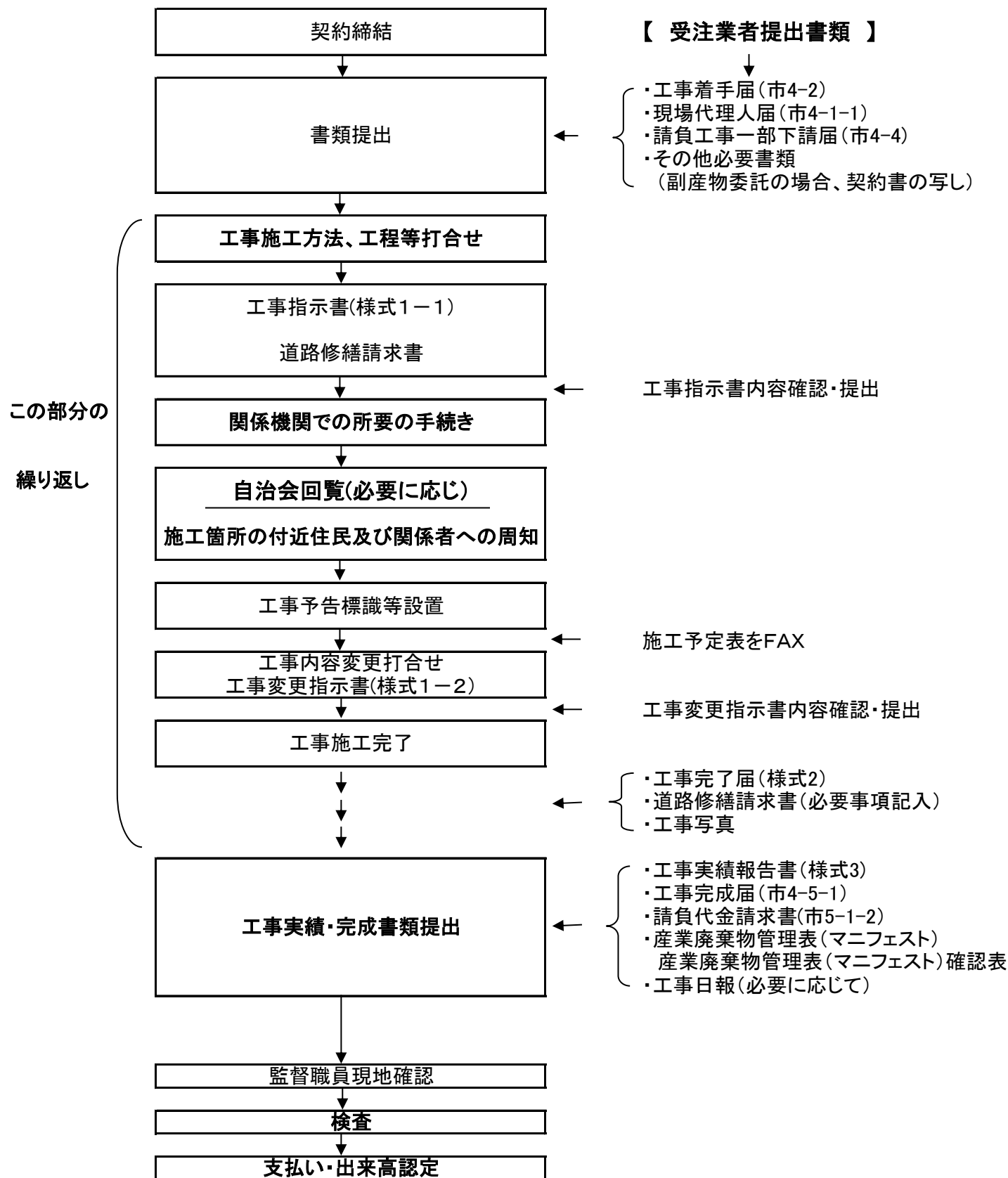
4. 完成報告書

- 1) 受注者は、工事实績報告書（兼請求明細書）（様式3）の提出時には、工事完成届、道路修繕請求書、工事写真、作業日報等を必要に応じ添付すること。

5. 確認および検査

- 1) 監督職員は、工事实績報告書（兼請求明細書）（様式3）と工事指示書（様式1-1）または、工事変更指示書（様式1-2）の工種及び数量と道路修繕請求書に基づき現地確認を行う。
- 2) 検査職員は、工事实績報告書、工事写真、道路修繕請求書、作業日報等に基づいて検査を行う。

水道修繕跡舗装復旧工事(単価契約)南部地区(その2) 施工フロー



(提出用)

道路修繕請求書

発行日			年			月			日			発行番号			No.		
住 所						目 標 物						仮 舗 装 面 積					
												m ²					
												既設厚					
位置図																	
受 付 日									調 査 日								
指示面積									区 画 線			備考					
受注者												施工日					
展開図									施工面積								
									_____ m ²								
									_____ m ²								
									施工厚								
									t= _____								
									t= _____								
									区画線								

工 事 指 示 書

様

水道維持課長

工事請負契約書(単価契約用)に基づき、下記工事を実施されたく、指示します。

記

1. 工事名
- 水道修繕跡舗装復旧工事(単価契約)南部地区(その2)
- 管理番号
-
2. 工事場所
- 四日市市 常磐地区ほか11地区 地内
3. 指示期間
- 年 月 日 ~ 年 月 日 まで
4. 監督職員
5. 指示内容

道路修繕 請求書No.	名称	工種No.	単価	単位	数量	変更数量	金額	合計
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
指示額総合計					総面積	計		
(消費税抜)					㎡			
注意: 工事内容の詳細について監督職員と打ち合わせてから着手すること。 数量は参考値とし、監督職員指示により施工し、出来形を報告すること。								
備考								

6. 指示内容の確認
- 上記内容について、相違ないことを確認しました。
- 工事請負契約書(単価契約用)に基づき、上記の工事指示を確認したので、速やかに現場確認を行うとともに工事に着手します。

受 注 者

(様式1-1)

道路修繕 請求書No.	名称	工種No.	単価	単位	数量	変更数量	金額	合計
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
計								

工 事 変 更 指 示 書

様

水道維持課長

工事請負契約書(単価契約用)に基づき、下記の変更工事を実施されたく、指示します。

記

1. 工事名
- 水道修繕跡舗装復旧工事(単価契約)南部地区(その2)
- 管理番号
-
2. 工事場所
- 四日市市 常磐地区ほか11地区 地内
3. 指示期間
- 年 月 日 ~ 年 月 日 まで
4. 監督職員
5. 指示内容

道路修繕 請求書No.	名称	工種No.	単価	単位	数量	変更数量	金額	合計
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
変更指示額総合計								
					総面積		計	
					(消費税抜)			
注意: 工事内容の詳細について監督職員と打ち合わせてから着手すること。					㎡			
備考								

6. 指示内容の確認
- 上記内容について、相違ないことを確認しました。
- 工事請負契約書(単価契約用)に基づき、上記の変更指示を確認したので、速やかに現場確認を行うとともに工事に着手します。

受 注 者

管理番号

(様式1-2)

道路修繕 請求書No.	名称	工種No.	単価	単位	数量	変更数量	金額	合計
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
NO,								
計								

(様式2)

工 事 完 了 届

年 月 日

水道維持課長 様

受注者

工事請負契約書(単価契約用)に基づき、下記工事を完了したので報告します。

記

1. 工事名 水道修繕跡舗装復旧工事(単価契約)南部地区(その2) 管理番号
2. 工事場所 四日市市 常磐地区ほか11地区 地内
3. 指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで
4. 監督職員
5. 完了日 年 月 日

決 裁	年 月 日			
	課 長	課長補佐	係長	係

(様式 3)

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

様

工事实績報告書(兼請求明細書)

工 事 名	水道修繕跡舗装復旧工事(単価契約) 南部地区(その2)
工事場所	四日市市 常磐地区 ほか11地区 地内
受注者	
「工事請負契約書」と同じ押印	

小 計
小計(千円止)
消 費 税
合 計

[illegible]

水道修繕跡舗装復旧工事(単価契約) 施工予定表			
受注者名			
緊急時連絡先			
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考
月	日	No.	A M P M 備考

四日市市上下水道局 水道維持課 維持補修係

TEL (直通) 059-354-8360

TEL (代表) 059-351-1211(休日、夜間)

FAX (直通) 059-354-8460

特記仕様書(水道工事)施工条件明示一覧表

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	☒ 積算基準 ☒ 工種区分 ☒ 施工地域・場所区分 ☒ 積算単価 ☒ 一般管理費 ☐ 随意契約による調整	☒ 令和1年度改訂版水道事業実務必携 ☒ 三重県積算基準 令和元年7月制定版 ☐ その他 ☒ 開削工事及び小口径推進工事 ☐ シールド工事及び推進工事 ☐ 構造物工事(浄水場) ☐ 大都市 ☐ 一般交通影響あり① ☒ 一般交通影響あり② ☐ 市街地 ☐ 山間僻地及び離島 ☒ 三重県設計単価(平成31年4月1日制定、令和2年3月1日一部改訂) ☐ その他(見積り) ☒ 建設物価・積算資料(2019年4月) ☒ その他 ☒ 工事原価500万円以下 ☐ 500万円を越え30 億円以下 ☐ 30 億円を越えるもの ☒ 一般管理費等率の補正 ☒ 有 ☐ 無 ☒ 契約保証に係る一般管理費率等の補正 ☐ 有 ☒ 無
工程関係	☐ 別途工事との工程調整 ☐ 他機関との協議 ☐ その他 ()	☐ 施工順序の調整 ☐ その他 () ☐ 協議が必要な機関名 () ☐ その他 ()
安全対策関係	☒ 交通誘導警備員の配置	☒ 工事施工期間において工事箇所の前後に各1名計2名を配置する。 (注:現在の状況により適正配置する。) ☐ その他 (交代要員を1人/日配置する。)
残土・産業廃棄物 関係	☒ 残土処分 (100m3未満) 自由処分 ☐ 残土処分 (100m3以上) 自由処分 ☐ 残土処分 (指定処分・他工事流用) ☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 残土処分地 運搬距離 (参考L= 4 km) ☐ 残土処分地 運搬距離 (暫定L= 8 km) ※処分地未定につき相互協議する。 ☐ 処分地の処理条件あり ☐ 押土整地 ☐ その他 () ☒ 産業廃棄物の種類 ☐ コン塊 ☒ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ 廃プラ ☐ その他 () ☒ 産業廃棄物の処分地 ☐ コン殻 ☒ アス殻 ☐ 廃プラ ☐ 汚泥 ☐ 再生処分地 () ☐ 最終処分地 () ☐ その他 () ☒ 処分地での処理費 計上あり

特記仕様書(水道工事)施工条件明示一覧表

No.2

明示項目	明示事項	条件及び内容
	☒ 舗装切断時の排水処理 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」する際には、廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。	☐ その他 ()
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり ☐ その他	☐ 支障物件名 ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他 () ☐ 移設時期 (☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議) ☐ 防護 () ☐ その他 ()
その他	☒ テストピース (区画線工)	☐ テストピース実施 ☐ 要 (テストピース実施線種は監督職員と協議すること。) ☒ 不要 ☐ その他 (※以外の場合、平坦性試験は省略できる)

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。
※試験(平坦性試験)は、都市計画道路において延長100m以上舗設する場合実施する。